

[illegible]

上記１．と同様に、令和６年６月から開始された月次減税事務において使用する「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」も、「年末調整に係る定額減税のための申告書」と兼用様式とされています。

簡易な申告書以外の扶養控除等申告書：必要事項をすべて記載した申告書

令和7年分		給与所得者の扶養控除等(異動)申告書	
所轄税務署長等	給与の支払者の名称(氏名)	(ブラダダダ) あなたの氏名	あなたの生年月日 明・大・明平・令 年 月 日
税務署長	給与の支払者の法人(個人)番号	世帯主の氏名	扶養となる給与について 申告書の提出
市区町村長	給与の支払者の所在地(住所)	あなたの個人番号 (郵便番号 ー)	前年の申告内容 から異動 ☐ なし
あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生にいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する内容はありません。		あなたの住所 と 世帯主	配偶者の有無 有・無

- ・配偶者の合計所得見積額の増加(90万円→100万円)により、源泉控除対象配偶者から外れる
- ・親族の合計所得見積額の減少(50万→40万円)により、扶養控除の対象になる
- ・加齢(15歳→16歳)により、16歳未満の扶養親族から控除対象扶養親族になる
- ・障害の等級が上がった(3級→2級)ことにより、障害者から特別障害者になる

【異動がないものとされる例】

- ・配偶者の合計所得見積額は増加(80万円→90万円)したが、源泉控除対象配偶者のまま
- ・親族の合計所得見積額は減少(60万→50万円)したが、扶養控除の対象外のまま
- ・加齢(14歳→15歳)したが、16歳未満の扶養親族のまま
- ・障害の等級が上がった(4級→3級)となったが、障害者のまま

- ③異動の有無は、従業員本人が確認します。なお、この確認にあたり、国税庁ホームページにチェックリストが公開されています。
- ④会社が従業員から「簡易な申告書」の提出を受けた場合は、その前の年分の「簡易な申告書以外の扶養控除等申告書」を保存しておく必要があります。そのため、通常の保存期間である7年間を超えて保存が必要なケースが出てきます。

Ⅱ 令和6年分年末調整に関する申告書の注意点

令和6年分の年末調整では、定額減税に関する事務が発生します。そのため、下記1～5の注意点のうち、特に1と2にご注意ください。

また、当注意点とあわせ、TKC戦略経営者メニュー21等の画面左上のバナー [「定額減税」最新情報サイト](#) からダウンロードできる「今すぐ備える！年末調整で行う定額減税」のリーフレットも今一度ご確認ください。

1. 「基礎控除・配偶者控除等・所得金額調整控除申告書」と「年末調整に係る定額減税のための申告書」との兼用様式

- (1) 「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」の提出等により、月次減税の対象としていた同一生計配偶者がいる場合でも、当該配偶者については年末調整であらためて定額減税の対象として当申告書に記載し、提出する必要があります。
- (2) 配偶者の合計所得は48万円ですが、本人の合計所得が1,000万円超(1,805万円以下)のため、昨年までは配偶者控除等申告書の記載および提出をしていなかった場合でも、令和6年分で定額減税の対象とするためには当申告書に同一生計配偶者を記載し、提出する必要があります。

2. 令和6年分「扶養控除等(異動)申告書」

16歳未満の扶養親族についても定額減税の対象に含まれます。所得税の扶養控除の対象にできないため当申告書に16歳未満の扶養親族を記載していなかった場合でも、令和6年分で定額減税の対象とするためには、16歳未満の扶養親族を記載し、提出する必要があります。

3. 「保険料控除申告書」

続柄欄の削除に伴い、「生命保険料控除」欄の「保険金等の受取人」欄等の正誤は、氏名のみで判断することになります。給与担当者が記載誤りに気付きにくくなる可能性があるため、例年以上に記載を誤ることのないようご注意ください。

4. 「源泉徴収に係る定額減税のための申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書」

- (1) 本人、配偶者および扶養親族が定額減税対象か否かについては、それぞれ次の申告書を提出いただくことで漏れなく確認できると考えられます。

①本人および配偶者が定額減税対象か否か：上記Ⅱ1. の申告書

②扶養親族が定額減税対象か否か：上記Ⅱ 2. の申告書

- (2) そのため、**年末調整においては当申告書の利用は不要となるため、TKCの年末調整関連システム（PXシリーズ・あんしん給与、PXまいポータルおよびFXクラウドシリーズ（給与計算機能））ではシステム化の対象外とします。**

なお、PXシリーズ・あんしん給与、FXクラウドシリーズ（給与計算機能）の「令和6年分定額減税」メニューから印刷する当申告書は、月次減税事務（当申告書の【源泉徴収に係る申告書として使用】にチェックを付けて使用するケース）に対応したものであり、年末調整事務（当申告書の【年末調整に係る申告書として使用】にチェックを付けて使用するケース）には対応いたしませんのでご注意ください。

5. 令和7年分「扶養控除等申告書」（簡易な申告書）

上記Ⅰ 4. のとおり、前年から異動がない場合には、「前年から異動がない」旨を記載した「簡易な申告書」を提出できることとされましたが、**次の2つの理由から、システムでは「簡易な申告書」（「前年から異動がない」旨を記載した申告書）には対応いたしません。**

- (1) 上記Ⅰ 4. (2)を踏まえると、従業員は必要事項をすべて記載する手間を省略できる一方、会社（給与担当者）の管理・運用の手間が、次の①②のように大きく増加すると見込まれるため。また、従業員が前年からの異動の有無を正しく判断できないケースが懸念されるため。

①扶養情報の異動の有無を確認する場合、前年以前に提出された、必要事項がすべて記載された「扶養控除等申告書」と、システムへ登録された最新の扶養情報を比較して確認することになります。

②上記Ⅰ 4. (2)④のとおり、「簡易な申告書以外の扶養控除等申告書」通常の保存期間である7年間を超えて保存が必要なケースが生じます。

- (2) 現行の次の機能で、手間も少なく運用できると考えられるため

①選択により扶養控除等申告書に本人情報、家族情報をプレ印刷する機能

②PXまいポータルの扶養控除等申告書等のWeb入力機能

※なお、年次更新時に1歳加齢した上で扶養区分等を自動更新しているため、加齢による異動については従業員には補正の手間が発生しません。

Ⅲ 【ご参考】国税庁ホームページに公開された情報（年末調整のしかた、手引等）

1. 「詳しい説明(パンフレット)」

- (1) [令和6年分 年末調整のしかた](#)
(2) [令和6年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引](#)

2. 各種様式・記載例

[各種申告書・記載例\(扶養控除等申告書など\)](#)

以上